



2022年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社パワーソリューションズ  
代 表 者 名 代表取締役社長 高橋 忠郎  
(コード番号：4450 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 経営企画部長 加藤 康男  
電 話 番 号 03-6878-0284

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を一部改定することを決議し、本制度に関する議案を2022年3月30日開催予定の第20期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の改定の目的及び条件

##### (1) 改定の目的

本制度は、2021年3月30日開催の第19期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬額の総額を年額3,000万円以内とご承認いただいたものですが、この度、当社の対象取締役に対して、さらなる中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上や、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るインセンティブを与えることを目的として、新たな種類の譲渡制限付株式を付与するために必要な改定を行うことといたします。

##### (2) 導入の条件

本制度が改定された場合には、従来の本制度に加えて、新たに追加される譲渡制限付株式を付与する制度（以下「新制度」といいます。）により、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなりますが、本制度の改定は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬の額は、2020年3月27日開催の第18期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額について年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、また、本制度における対象取締役の報酬額は、2021年3月30日開催の第19期定時株主総会において、金銭報酬額の内枠で年額3,000万円以内とご承認いただいております。本株主総会では、金銭報酬額の内枠かつ従来の本制度の外枠にて、新制度を新たに導入し、対象取締役に対して新制度に係る報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 改定後の本制度の概要

改定後の本制度では、従来の本制度に加え、以下の新制度が追加されます。

従来の本制度は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とするものですが、新制度は、当該条件に加えて、当社の取締役会が目標値として設定した一定の業績目標を上回ることを譲渡制限解除の条件とするものです。

対象取締役は、新制度により、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

新制度により、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 12,000 株以内（ただし、最大で、3 年分累計 36,000 株以内を一括して支給できるものとします。）とし（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）、現行の金銭報酬額の内枠で年額 2,400 万円以内（3 年分累計の場合には 7,200 万円以内）といたします（なお、対象取締役が受ける当社の普通株式の発行又は自己株式の処分は、対象取締役の報酬として募集に係る株式を発行等するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1 株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）として算出いたします。）。

新制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

（ご参考）当社は、本株主総会終結の時以降、従来の本制度の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上